

（後写鏡等）

第68条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6. 2.、6. 3.（6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。）及び16.（16. 1. 1.、16. 1. 5. から16. 1. 6. まで及び16. 2. 3. の規定を除く。）に定める基準とする。

2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあつては、次に掲げる基準とする。

イ 協定規則第46号の規則15. 2. 4. に規定された視界を得るための後写鏡にあつては、協定規則第46号の規則6. 1. 及び6. 3. に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第46号の規則6. 1. 1. 2. (a)、6. 1. 1. 3. 及び6. 1. 1. 5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあつては規則6. 1. 1. 3. 及び6. 1. 1. 5.）並びに6. 3. 1. 1.（記号取付に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6. 1. 2. 2. 4. 2. の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、協定規則第46号の規則6. 3. 1. 1. の規定中「2m以上」とあるのは「1. 8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

ロ イに掲げる後写鏡に加え、協定規則第46号の規則15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1. 8m以下のものに限る。）にあつては、次のいずれかの基準

（1） 協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 又は15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡に取り付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。

（2）（1）以外の場合は、協定規則第46号の規則6. 3. 2.（試験条件は6. 3. 2. 2. 7. 2. を適用するものとする。）及び6. 3. 3.（6. 3. 3. 1. 2. を除く。）に定める基準に適合するものであること。

二 カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡にあつては、次に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は適用しない。

- イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
 - ロ 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
 - ハ 車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
- 3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第3項の告示で定める基準は、別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準とする。
- 4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一 第1項の後方等確認装置にあつては、協定規則第46号の規則15.（15.1.1.を除く。）、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準。
 - 二 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第46号の規則15.（15.1.1.を除く。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、次のとおりとする。
 - イ 協定規則第46号の規則12.1.に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.4.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。
 - ロ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.及び15.2.4.1.から15.2.4.3.の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。
 - ハ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.（クラス4に係る部分に限る。）及び15.2.4.4.の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。
 - (1) 協定規則第46号の規則15.2.4.4.に定める視界範囲
 - (2) 協定規則第46号の規則15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲
 - ニ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.（クラス5及びクラス6に係る部分に限る。）、15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものを、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせに

より確認できればよい。この場合において、同規則15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。

(1) 協定規則第46号の規則15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. で定める視界範囲

(2) 別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部

ホ 協定規則第46号の規則15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則15. 2. 1. 2. の規定にかかわらず、規則15. に定める基準は適用しないものとする。

ヘ 協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 又は15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡（同規則15. 1. 3. に適合するものに限る。）であって、第2項第1号ロ柱書に規定する車室外に備えられた後写鏡が同号ロ(1)の基準に適合するよう取り付けられたものにあつては、同規則15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。

三 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものに限る。）にあつては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4. 7m以下、幅1. 7m以下、高さ2. 0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のものに限る。第146条第5項第2号ロ及び第224条第5項第2号ロにおいて同じ。）にあつては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

四 前項の後写鏡にあつては、別添83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準

5 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、次に掲げるものをいう。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3. 5t以下のもの（三輪自動車を除く。）にあつては、次に掲げる障害物

イ 視覚的方法（運転者が直視する、又は鏡若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置を用いる方法をいう。第146条及び第224条において同じ。）により確認する場合は、協定規則第166号の規則15. 2. に定める範囲に設置した高さ1m直径30cmの円柱

ロ 検知装置（協定規則第166号の規則2. 1. 5. に定める装置をいう。第146条及び第224条において同じ。）により確認する場合は、協定規則第166号の規則15. 3. に定める範囲に設置した協定規則第166号附則12の規則1. 1. に定めるテスト対象物

- 二 前号の自動車以外の自動車にあっては、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した高さ1m直径30cmの円柱。ただし、前号の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一の自動車にあっては、前号に掲げる障害物であってもよい。
- 6 保安基準第44条第6項及び第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
 - 一 前項第1号の自動車及び同項第2号ただし書の自動車にあっては、協定規則第166号の規則6. 及び15. から17. までに定める基準
 - 二 前号の自動車以外の自動車にあっては、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。この場合において、車両総重量が7. 5tを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、協定規則第46号の規則15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。